



手軽で便利なネット通販

購入確定前にもう一度確認を！！

新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛の生活が続き、インターネット通信販売を利用する機会も増えたのではないのでしょうか。家にいながら手軽に買い物ができるのですが、届いた商品を見て「思っていたのと違う。返品したい。」というようなことがあるかもしれません。

しかし、ネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度※がありません。購入する前に、解約・返品・交換ができるかどうか、購入の条件があるかなどを広告ページや利用規約、注文の最終確認画面等で記載されている契約の重要事項をしっかりと確認しましょう。



※クーリング・オフ制度…一定の期間内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度

通販購入前の確認ポイント

- 解約方法・条件や、返品方法・条件はどうなっているのか。
- 支払時期や引渡時期はいつか。
- 1回限りの購入か、継続的な購入か。
- 継続的な購入の場合、
 - ・回数の縛りはあるか、解約するまでずっと続くのか。
 - ・総額や一定期間での支払額はいくらか。



〈利用規約〉〈特定商取引法に基づく表記〉には、取引についてのルールが記載されています。注文する前に必ず熟読しましょう。規約を確認せずに契約内容に「同意する」とトラブルのもとです。よく確認しましょう。

おかしいと思ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう！

簡単・高収入をうたう副業サイトに注意！！

簡単に大金を稼げるということはありません。アンケートに答えて報酬をもらう、相談相手になって報酬をもらうなど「簡単に儲かる」という業者の甘い言葉を鵜呑みにせず、慎重に判断しましょう。「報酬を渡したい」と出会い系サイトに誘導され、報酬をもらうどころか課金し続けるはめになり、多重債務に陥った事例もあります。気をつけましょう！





新型コロナウイルス給付金の詐欺にご注意を！！

特別定額給付金の手続きに関して、行政や金融機関の職員が訪問し、通帳やキャッシュカードを預かったり、電話やメール、SMS（ショートメッセージサービス）で個人情報や暗証番号を聞き出したりすることは絶対にありません。行政から委託されたという業者などからの電話や訪問、メール・SMS などにも反応せず、個人情報は絶対に教えないようにしましょう。

これから申請をする方も、すでに申請をした方も、引き続き注意してください。

絶対に教えない！ 渡さない！

●暗証番号 ●口座番号 ●通帳 ●キャッシュカード ●マイナンバー

市町村や総務省などが次のことを行うことは絶対にありません。

- ✖現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ✖受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✖メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

おかしいなと思ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう！



消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。



消費生活無料法律相談会開催日



・6月 10日(水) [午後 1時 30分 から]
・7月 8日(水) [午後 3時 30分 まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定が変更になる場合がございますのでご了承ください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)
《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》 0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

